

裁判員制度がスタート

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します

照会先

岐阜地方裁判所
事務局総務課

☎058・262・
5121

○裁判員制度が始まります

裁判員制度が、5月21日から施行されます。施行日以後に起訴された事件について裁判員裁判が実施されますので、実際の裁判員裁判は早くて7月ごろから始まることとなります。個々の事件に参加していただく裁判員を選ばず、お送りする「選任手続期日のお知らせ」は、選任手続期日の6週間前までには発送しなければならぬとされています。裁判員候補者の方に最も早くこの「お知らせ」が届けられるのは、6月中になるものと見込まれています。なお、この「お知らせ」が届けられるのは、昨年末に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所より送付された方の中から、さらにくじで選ばれた方となります。

○多くの皆さんに参加していただくために

▽特別な休暇制度の創設へ向けて
裁判員は、20歳以上の有権者の中から選ばれます。このうち、企業などにお勤めの方の割合は5割以上です。このような社会の実態を踏まえ、裁判所では、法務省、日本弁護士連合会と連携し、企業経営者向けの説明会を行うなど、特別の休暇制度の創設など環境の整備への協力を働きかけてきました。

企業などにおいても、従業員の方が裁判員裁判に参加しやすいように取り組みを進めているところもあり、多くの企業や団体で特別の休暇制度を導入したと報道されているところです。

今後、お勤めの方が裁判員裁判に参加していただきやすい環境の整備への協力を働きかけていきます。

▽一時保育サービス・介護サービスの利用に向けて
育児中の方や親族などの介護を行っている方が安心して裁判員裁判に参加できるように、裁判所では厚生労働省や地方自治体と協力して一時保育などのサービスが利用できるような態勢づくりを進めてきました。

その結果、裁判員裁判を実施する裁判所に対応する地方自治体において、一時保育サービスを利用できる態勢が整備される見込みとなりました。

また、介護を行っている方についても通所介護やショートステイといった既存の介護サービスを利用して裁判員裁判に参加することができます。

今後、円滑に一時保育サービス・介護サービスを利用できるよう関係機関と協力していきます。

▽憲法週間行事のお知らせ

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日〜7日を「憲法週間」とし、法務省、検察庁、弁護士会の協力を得て、全国各地で講演会や無料法律相談などを行います。

〈岐阜地方・家庭裁判所の行事〉

・無料法律相談（申込不要）

・裁判員制度映画上映（参加無料）

◆日時 5月1日（金）午前10時〜午後3時

◆会場 マーサ21ショッピングセンター（岐阜市正木）

◆会場 マーサ21ショッピングセンター（岐阜市正木）

国民年金のお知らせ

学生納付特例制度

照会先 国保年金課年金係 ☎23-6724 ☎23-6725
☎23-7739
美濃加茂社会保険事務所 ☎0574-25-8181

学生納付特例の承認期間は

4月から翌年の3月まで

申請をして承認されると

- 承認された期間は、学生納付特例期間中の障がいや死亡といった不慮の事態に、障害基礎年金や遺族基礎年金の納付要件を確認する際に未納とみなされません。ただし、障害基礎年金の初診日より後に申請した場合は、障害基礎年金の納付要件を確認する際に、未納期間とみなされますので、早めの申請をお願いします。
- 承認された期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額には反映されない期間となりますので、承認された期間は、保険料を10年前にさかのぼって納付することが出来る「追納制度」があります。

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の方（夜間、定時制課程や通信課程を含む）で、学生本人の所得が一定額以下である場合、在学期間中の国民年金の保険料を猶予する制度です。

※この申請は毎年度必要ですので、忘れず申請をしてください。

●追納をおすすめします

猶予された保険料を追納すると、この期間は保険料を納付した期間として取り扱われます。

将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためにも、卒業したら忘れずに追納しましょう。なお、2年以上経過した期間を追納する場合は、当時の保険料に加算金がつきます。

手続き方法

印鑑（認め印）と年金手帳、在学証明書（学生証の写しでも可）を持参のうえ市役所または各地域事務所へ「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

ただし、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（修業年限が1年以上である課程に限る）の学生については、在学証明書などで証明できる場合を除き、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類を添付してください。